

# 高知縣市町村総合事務組合特別ほう賞金支給条例

平成17年2月1日条例第25号

## (目的)

第1条 この条例は、高知縣市町村総合事務組合同規約（平成17年高知県指令16高市振第1983号）第3条第1項第6号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）の区域内の住民（以下「住民」という。）に特別ほう賞金を授与することを目的とする。

## (授与の要件)

第2条 管理者は、住民が消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項（第36条において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。）若しくは第35条の7第1項、水防法（昭和24年法律第193号）第17条若しくは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該業務に従事し、若しくは協力するに当たって、一身の危険を顧みることなく業務を遂行しそのため死亡し、又は障害の状態となった場合は特別ほう賞金を授与することができる。

## (種類及び金額)

第3条 特別ほう賞金の種類及び金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 殉職者特別ほう賞金は、50万円以上150万円以下とし功労の程度によって定める。
- (2) 障害者特別ほう賞金は、150万円以下とし別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

## (順位)

第4条 殉職者特別ほう賞金の授与を受けるべき者の順位は、高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第22号）第17条の規定の例による。

## (報告、出頭等)

第5条 管理者は、特別ほう賞金の授与に関し必要があると認める場合は、特別ほう賞金の授与を受けようとする者、当該構成団体の長又は構成団体に勤務する消防吏員、消防団員若しくは住民等関係者に対して当該事項に関し報告又は出頭を求め事情を調査することができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、特別ほう賞金の授与を受けようとする者に対し医師の診断及び検案を受けさせることができる。

## (審査)

第6条 特別ほう賞金の授与については、審査会条例（平成17年条例第26号）の規定による審査会の審査を経なければならない。

## (委任事項)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成17年1月31日以前に支給すべき事由の生じた特別ほうで施行日以後の期間について授与すべきものについては、なお従前の高知県消防補償等組合特別ほう支給条例（昭和48年条例第10号）

の例による。

別表

障害者特別ほう賞金

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額
1 級	1,500,000円以下 500,000円以上
2 級	1,425,000円以下 450,000円以上
3 級	1,350,000円以下 400,000円以上
4 級	1,230,000円以下 360,000円以上
5 級	1,095,000円以下 315,000円以上
6 級	975,000円以下 275,000円以上
7 級	855,000円以下 235,000円以上
8 級	750,000円以下 200,000円以上

備考

- 1 障害の等級は、補償条例別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については補償条例第10条第2項から第5項（第3項第1号を除く。）までの例による。